

# 令和3年第6回上里町議会臨時会会議録第1号

令和3年11月30日（火曜日）

---

## 議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 諸報告について
- 日程第 5 (町長提出議案第51号) 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 (町長提出議案第52号) 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第53号) 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 

## 出席議員（13人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	9番 植井 敏夫君
10番 高橋 正行君	11番 納谷 克俊君
12番 沓澤 幸子君	13番 高橋 仁君
14番 新井 實君	

## 欠席議員（1人）

8番 植原 育雄君

---

説明のため出席した者

町長 山下 博一 君      副町長 江原 洋一 君  
教育長 埴岡 正人 君      総務課長 山田 隆 君  
総合政策課長 豊田 貴志 君

---

事務局職員出席者

事務局長 宮下 忠仁      係長 飯塚 剛

## ◎開会・開議

午前9時2分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番高橋茂雄議員、3番高橋勝利議員、4番飯塚賢治議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員といたします。

訂正いたします。2番高橋茂雄議員が今のところ、まだ見えておりませんので、5番仲井静子議員にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

## ◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりでありますので、朗読については省略させていただきます。

---

## ◎日程第4 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

---

◎日程第5 町長提出議案第51号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 町長提出議案第52号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 町長提出議案第53号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、町長提出議案第51号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、町長提出議案第52号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会委員長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、町長提出議案第53号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 先ほど議長、第52号について、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長のと言うべきところを、上里町教育委員会委員長とされたかと思うので、訂正されたほうがいいのかと思うんですけども。

○議長（猪岡 壽君） 申し訳ありません。上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてに訂正いたします。

以上の3件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第51号から第53号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第51号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第52号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第53号 上里町議会の

議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和3年8月10日付の人事院勧告及び同年9月9日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、再任用職員を含む一般職員及び第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定を行うとともに、上里町長、副町長、上里町教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の支給割合の改定をいたしたく、所要の改正を行うものでございます。

まず、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げます。

期末手当について、一般職員については0.15月分引き下げ、年間で見ますと、現行の4.45月から4.3月へ支給割合が改定され、また、再任用職員については0.1月分引き下げ、年間で見ますと、現行の2.35月から2.25月へ支給割合が改定されました。埼玉県人事委員会の給与勧告も同様の勧告趣旨になっております。

埼玉県は勧告どおりの内容で、9月定例県議会において議案を提出しており、原案どおり既に可決されております。

続きまして、議案ごとに改正の内容を御説明申し上げます。

最初に、議案第51号の条文概要でございますが、まず第1条、第2条として、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

第1条は、令和3年12月期の期末手当の支給割合に関してでございますが、第17条第2項及び第3項中、一般職員について100分の127.5から100分の112.5に、再任用職員について100分の72.5から100分の62.5に改めるものでございます。

次に、第2条は、令和4年度以降の期末手当の支給に関する内容となりますが、改正後の第17条第2項及び第3項中、一般職員の期末手当の支給割合を100分の112.5から100分の120に、再任用職員の期末手当支給割合を100分の62.5から100分の67.5に改めます。

続きまして、第3条、第4条としまして、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。

第3条については、第8条第1項第2号中、令和3年度12月期の期末手当支給割合を100分の127.5から100分の112.5に改めます。

次に、第4条では、同じく上里町第1号会計年度任用職員の令和4年度以降の期末手当の支給割合に関する改正となり、改正後の第8条第1項第2号中、100分の112.5を100分の120に改めます。

附則は、施行期日について規定しております。第1条及び第3条は公布の日から施行とし、第2条及び第4条につきましては令和4年4月1日からの施行となります。

続きまして、議案第52号の改正概要と条文概要について御説明申し上げます。

議案第52号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは職員の期末手当の支給割合が0.15月引き下げられましたので、同様に特別職の期末手当を引き下げるための改正を行うものでございます。

第1条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条第2項中、令和3年度12月期の期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の207.5に改めます。

第2条では、同じく町長及び副町長の令和4年度以降の期末手当の支給割合に関する改正となり、第5条第2項中、100分の207.5から100分の215に改めます。

第3条は、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条第2項中、令和3年度12月期の期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の207.5に改めます。

第4条では、同じく教育長の令和4年度以降の期末手当の支給割合に関する改正となり、第5条第2項中、100分の207.5から100分の215に改めます。

附則は、施行期日について規定しております。第1条及び第3条については公布の日から施行とし、第2条及び第4条については令和4年4月1日から施行となります。

最後に、議案第53号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

第1条は、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、第5条第2項中、令和3年度12月期の期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の207.5に改めます。

第2条は、同じく令和4年度以降の期末手当の支給割合に関する改正となり、第5条第2項中、100分の207.5を100分の215に改めます。

附則は施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行とし、第2条については令和4年4月1日から施行となります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、そして、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、総務課長から補足説明を申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） お知らせいたします。

ただいま2番高橋茂雄議員より、遅れてくるとの連絡がありましたので、報告いたします。  
総務課長。

〔以下、上程中の議案について 総務課長 山田 隆君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一問一答方式で行います。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 議案第51号についてお伺いいたします。

趣旨と申しますか、制度上のことはよく理解をしております。人勤、それから、埼玉県人事委員会勧告に基づいてということですが、今回に関しては、そもそも臨時会を開くかどうかの問題もありました。というのは、この引下げについて、今年度中に行うのか、来年度からにするのか等々の議論があったところであります。

そこでなんですが、一問一答の一問がどこまでの範囲か、後で議長に判断してもらいますが、県内市町村の今回の実施状況、それから、他の都道府県、市町村、1,800近くあるんですか、自治体が、また国の状況等について、どうなっているのか。来年度に実施するところがどのぐらいなのか、この12月、来月支給の分から実施するところがどのぐらいあるのか、分かったら教えていただきたいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に説明させていただきます。

県内他市町村の状況、あるいは他県の状況等ということでございます。

こちら議員おっしゃられたように、国のほうがなかなか、閣議決定されるまでぎりぎりなもので、先週の11月24日に閣議決定が行われたところでございます。各市町村、その決定を待って最終結論を出しているかと思うので、最終的にどちらに判断されたかというところが分からない部分もあるんですけれども、今のところ分かる範囲では、まず埼玉県においては、先ほど副町長から説明がありましたように、12月実施ということになってございます。同様に、児玉郡市内は、12月実施で足並みがそろっているところでございます。

そのほかにも、熊谷市、深谷市は12月にやるとお話を聞いております。逆に、国に合わせて6月にやっというのは、県内であると、皆野町、東秩父村、行田市、加須市など、お

話では聞いているところでございます。今のところ分かっているのは、そのような内容でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まずお聞きしたいのは、今回の期末手当0.15か月の対象ですね。一般職員の方向名で、これを実施した場合に、最低ではどのぐらいの減額になって、最高の方はどのぐらいの減額になって、そして、平均ではどのぐらいの減額になるのか、お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、一般職ということでございます。175人が対象となっております。平均すると、5万219円の減額となっております。最高が7万6,466円、最低が2万7,460円でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 同じ内容で、会計年度任用職員についてもお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

会計年度でございますが、支給対象となっているのが129人でございます。支給の対象になっている方の平均で1万7,304円、最高で3万5,925円、最低は、先ほど申し上げたように支給の対象とならない方もいるので、ちょっとそこは、言ってみればゼロというところでございますが、そのような内容となっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまのところ、同じところで質問ですけれども、支給にならない方は、そもそも129人に入っていないと思いますので、支給対象者、1号と2号がありますけれども、1号が支給対象者だと思いますので、会計年度任用職員の一時金の0.15か月減額



になる方の対象の人数と、その中での最低と最高をお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

対象となっているのが129名ということで、最高が先ほど申し上げた3万5,925円、最低のほうは、ちょっとこちらで資料がございません。申し訳ございません。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 公務員は労働基本権の制約がありますので、そのために人事院が勧告するという制度の下なわけです。職員組合との協議過程とか、そのようなことについてお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

職員組合との協議過程ということでございます。

職員組合のほうでは、こういった減額の状況を把握して、減額をないようにしてほしいという要望書を頂いておりました。そこについては、町との協議を行いまして、減額実施するという事で妥結してございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 初めに減額してほしくないという要望があったということではありますが、妥結するに当たる経過についてお尋ねしたいと思います。

過去には、やはり賃金の少ない方を優遇するような形の解決に至ったこともあったというふうに思いますので、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の質問に説明させていただきます。

組合との交渉の内容でございますけれども、組合のほうからは文書で、減額については反対ということで頂いたところでございますけれども、協議を行う中で詳しく、そういうふうの内容を要望の中で言ってきたわけではないんですけれども、これについては、人勧の実施が国のほうで認められた場合には、町としても実施していきますよということで回答したところでご

ざいます。

あと、あわせて、先ほど御質問のありました会計年度任用職員の最低の方ですが、3,648円の減額でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、給与は19円ぐらいで、大きな格差がないということで、2年連続の据置きというふうになったわけなんですけれども、調査の結果では、民間企業の高卒初任給は16万8,943円、上里町の高卒の初任給は15万600円じゃないですか。

こうしたことを考えますと、本当に生活していくために、一時金も含めて生活給になっていますよね。コロナ禍でという人勸の説明もありますけれども、コロナ禍だからこそ、経済を回していくためにも、ちゃんと生活できる賃金の保障が必要じゃないかなというふうに思いますけれども、組合から文書で上がったという、切実な願いじゃないかなというふうに思ったりしますけれども、経済への影響について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

職員にとってもこれが生活給であって、民間への影響等も考えなくてはいけないのではないかと御質問かと思えます。

確かに今のコロナ禍で、いろいろ影響が残っている中で、このタイミングで減額するのはどうなのだろうかという議論も当然ございました。国のほうも、そういった経済対策等を考えて、今回でなく6月に延期という考えもあったかと思えます。ただ、議論していく中で、これを半年先送りして、経済への効果はどの程度あるのかという疑問の意見もございました。

また、地方公務員給与を下げることで、民間への影響も出てくるんじゃないかと心配する向きもあるわけなんですけれども、人勸の考え方というのが、やはり公務員だけ優遇するわけにいかなくて、民間との格差是正、バランスを取るべきだという考え方、そういった人事院勧告の趣旨を尊重して、また増額するときには、人勸の完全実施ということでもいつも言っているのに、下げるときは下げないというのは、また民間の理解を得られない部分もあるんじゃないかという意見で、今回は、この冬のボーナスで調整することに決定した次第でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 人勧の決定そのままの決定をした都道府県というのは、37道府県です。青森県、鳥取県、高知県の3県が0.05か月、秋田県、山形県、東京都、新潟県、長野県、島根県、宮崎県の7都県が0.1にしたということでもあります。

上里町は、人勧また県の決定と同じという判断をしているわけなんですけれども、自治体独自に、やはりそこで若干変えるということの議論はなかったのかどうか。特に給与の面でも、本当に待遇が悪いのは会計年度任用職員の方たちです。ほとんど時間的にも仕事内容的にも、一般職と同じ労働をしていますけれども、その基本給が少ない。さらにそこで、同じ0.15を減額されるということは、非常に厳しい判断だったなというふうに思うところです。

私も一生懸命調べましたけれども、自治体によっては、そのように差をつけて、会計年度任用職員も0.1だとか、再任用の方は0.5だとか、そういうふうに差をつけている自治体も見受けられました。そういう議論はされたのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

また、正職についても階級がありますので、やっぱり初任給で16万円とか、そういう本当にぎりぎり働いている人たちの部分を同じく0.15削るのは酷だったんじゃないかというふうに思ったりしますので、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

県によっては差をつけて、階級ですとか職種によって差をつけたと。また、会計年度も基本給が少ないというところで、そういったのが考えられなかったのかというお話でございます。

いろいろなパターンというのがあるかと思います。例えばですけれども、今回3つの議案を上げさせていただきましたけれども、正職員のほうは上げないで、特別職のほうは上げたらどうかという意見もいただいたりもしましたけれども、そういった中で、地域の格差というものも、やっぱりあってはいけないのかなというところがございまして、児玉郡市内もみんな、国・県の数字を使った改正を行うと。

会計年度が、確かに基本給が少ないとかあるかと思うんですけれども、また正職も、階級によって給料のほうに差が大きくある中で、差をつけられなかったかというお話かと思うんですけれども、この計算の基となっていますのが基本給でございますので、そういった意味で、先ほど最高額、最低額というのもありましたが、たくさんもらっている方はその分多く減額になりますし、少ない方は比較的少ない減額になっている部分かなと思いますので、今回に関しては、このような一律の減額ということで決定したところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷克俊です。

議案第51号について、反対の立場で討論させていただきたいと思います。

非常に、人事院勧告、また県人事委員会の勧告に基づいてきた経緯というのはよく分かりません。町長も、やむを得ずの判断だということは十分理解しております。

しかしながらなんですが、この30年間、日本の労働者の賃金は6%しか上昇しておらず、労働者ベースでの賃金も、お隣韓国にもう抜かされてしまっております。先進国というのは名ばかりで、もはや中進国以下の国に成り下がってしまったわけです。我々、国内のみで生活していると、そういったことには全く気がつかずにおりますが、全世界から見て、日本は既に中進国であります。

いい例が、このたび九州で半導体の工場を新設するということでありますが、これまで日本の労働者の賃金が相対的に高いので、賃金の安い諸外国に出ていった。それがまた、半導体を確保するという部分もあるかもしれませんが、国内に製造業が回帰してくるということは、これはもう既に日本の労働者の賃金体系が安いからということでもあります。

岸田内閣、岸田首相ですね、自民党総裁選のときから、日本国民の総中流社会を復活するんだ、賃金上げていくんだということにも、これは反するのかなと思います。基本的には、月額基本給ベースで議論をしていくべきことかもしれませんが、ここでまた、さらに期末勤勉手当を引き下げて可処分所得を下げていくというのは、どうもこの方針にも沿っていないと思います。

ましてや、役場職員の皆様方におかれましては、この1年半から2年近く、コロナ禍という中で、ワクチン接種をはじめ、様々な困難な場面に取り組んでいただきました。地方分権という中で権限移譲がされ、役場の職員の仕事は増えている。また、住民自治の最前線で住民と向かって、様々な要望も受け止めている、非常につらい立場でもあるかと思えます。

その中で、やはり心情的に、期末勤勉手当を引き下げていくというのが、私は議決権を持っている議員としての立場で、下げることはどうしても賛成し切れないところがあります。事

情は十分承知、制度も承知しております。しかしながら、心情的に賛成できないというところで、今回私は反対の立場での、話まともりませんが、討論とさせていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ただいま11番納谷克俊議員より、反対意見、反対討論という形で出されましたが、ほかに賛成討論等ございますでしょうか。

12番。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第51号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について反対であります。

今回の改正は、新型コロナ感染症による業績悪化で民間企業のボーナス水準が公務員を下回ったため、期末手当の年間支給月数を0.15か月引き下げ4.30か月にし、月給は民間企業水準との差が僅かだとして、2年連続で据え置くということにした人事院勧告及び埼玉県の対応等を踏まえての改正ですが、今回の引下げは、昨年につき2年連続となります。

昨年から続いている新型コロナウイルス感染症対策など、職員は住民が安心・安全に暮らすために日々頑張っているわけでありまして、業務量は増加の一途をたどっております。今こそ職員の処遇を改善し、励ますことが大事だというふうに思っています。

また、公務員給与が下がると、広範な民間企業の賃金水準に波及し、次の年度の官民比較調査に反映することになり、公務と民間の賃下げの悪循環をもたらすと同時に、消費意欲にも関わることから、地域経済への影響も大きいと考えます。コロナ禍の中で厳しい状況にある経済を立て直すには、国民総生産の約6割を占める個人消費を増やすことが必要です。

コロナの影響で国民が暮らしへの不安を抱いている下、全ての労働者の賃金引上げと公務員労働者の生活を守る立場からも、普通に働けば普通に暮らせる、こういう賃金にしていくべきだというふうに考えております。こうしたことから、賃金抑制の提案には賛成できません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ただいま、反対討論が2名から出されましたが、賛成討論等ありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより、議案第51号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第52号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第53号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（猪岡 壽君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第6回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前9時45分閉会